

香川県報



第 40 号

平成 17 年

5月24日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定（ ） 一
- 平成十四年香川県告示第七十号（生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定）の一部訂正（ ） 二
- 平成十五年香川県告示第一百十号（生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定）の一部訂正（ ） 二
- 道路の供用開始（道路保全課）（ ） 二
- 公告
- 収去飼料の試験結果の概要（畜産課） 三

告示

香川県告示第三百三十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年五月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
-------	-----------------	-------------------------	---------

平成一七、三、三一	阿部歯科医院 さぬき市長尾東九七〇番地一	阿部 正信 さぬき市長尾東九七〇番地一	居宅療養管理指導
平成一七、三、三一	田村クリニック 丸亀市幸町一丁目五番五号	田村 弘三 丸亀市幸町一丁目五番五号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション
平成一七、四、一	荻田医院 三豊郡仁尾町丁八七五	荻田 淳雄 三豊郡仁尾町丁八七五	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一七、三、二二	丸亀市国民健康保険 丸亀市広島町青木四八二	丸亀市 丸亀市大手町二丁目三番一号	居宅療養管理指導
平成一七、三、三一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会ひけた 東かがわ市引田九一番地	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会 東かがわ市湊一八〇九番地	居宅介護支援事業
平成一七、三、三一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会おおち 東かがわ市三本松一二九五番地一五	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会 東かがわ市湊一八〇九番地	居宅介護支援事業
平成一七、三、三一	高瀬町老人デイサービスセンターのぞみ荘 三豊郡高瀬町大字比地中二九八六番地九	社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会 三豊郡高瀬町大字下勝間二四四九番地一	通所介護

香川県告示第三百三十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、四、一	医療法人社団田村クリニック 丸亀市幸町一丁目五番五号	医療法人社団田村クリニック 丸亀市幸町一丁目五番五号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設
平成一七、四、一	田村クリニック通所リハビリテーションセンターかもめくらぶ 丸亀市幸町一丁目五番五号	医療法人社団田村クリニック 丸亀市幸町一丁目五番五号	通所リハビリテーション
平成一七、四、一	田村クリニックケアセンターマリン 丸亀市幸町一丁目五番五号	医療法人社団田村クリニック 丸亀市幸町一丁目五番五号	居宅介護支援事業
平成一七、四、一	高瀬町老人デイサービスセンターのぞみ荘 三豊郡高瀬町大字比地中二九八六番地九	特定非営利活動法人のぞみ荘 三豊郡高瀬町大字比地中二九八六番地九	通所介護

平成一七、四、一	鮎の里訪問リハビリテーション 香川県香川町川東上二五〇番地一	医療法人社団仁泉会 高松市寺井町一三八五番地一〇	訪問リハビリテーション
----------	-----------------------------------	-----------------------------	-------------

香川県告示第三百三十八号

平成十四年香川県告示第七百十号（生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定）の一部を次のように訂正する。

平成十七年五月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表事業所（施設）の名称及び所在地の欄中「木田郡三木町大字平木五六七」を「木田郡三木町大字池戸二七六六」に改める。

香川県告示第三百三十九号

平成十五年香川県告示第九十号（生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定）の一部を次のように訂正する。

平成十七年五月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地の欄中「大川郡大内町三本松一六六五」を「大川郡大内町三本松一六八四」に改める。

香川県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月二十四日から同年六月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十八号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市川津町字連尺三五九二番一地从先から 坂出市川津町字連尺三五二一番一地从先まで	一・〇 四・〇	四六三	平成九年香 川県告示第 百四十三号 及び平成十 二年香川 県告示第百 六十九号で 変更した区 域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年五月二十四日

公 告

香川県公告三百二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成十七年四月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十七年五月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

栄養成分に関する検査

製造事業所等の所在地及び名称		収去場所		飼料の名称	製造(輸入)年月		試験結果の概要							
粗たん白質 %		粗脂肪 %			カルシウム %		リン %		粗繊維 %		粗灰分 %		その他の検査	違反の内容
香川県高松市池田町一六四六の二 ブーキートレーディング株式会社本社工場		同上		ブーキーウエットV (乾乳用)	平成十七年三月	三月	七・三	三・一	・二八	・一六	一一・五	三・四		
香川県東かがわ市三本松二二二三 株式会社オールインワ ン本社工場		同上		オールインワン 子牛育成	平成十七年四月	四月	一六・	三・五	・七七	・四四	七・	五・五	水分 一一・三%	
				オールインワン前期	平成十七年四月	四月	一五・八	三・三	・一四八	・四四	六・四	七・	水分 一一・五%	
				乳牛飼育用 オールインワンチャ レンジ16	平成十七年四月	四月	一七・五	二・六	・八四	・四四	五・九	五・六	水分 一一・八%	

平成十七年五月二十四日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています